

著作権等管理事業法に対する意見

(意見)

日本複写権センターとしましては、現在同法のもとで使用料規程改定の検討、管理著作物の拡充、複写利用許諾契約の増大等の運営努力を行っており、同法の見直しに関しては申し上げるべき意見はございません。

なお、運用上の注意事項として、役員に変更があった場合等に変更があった日から2週間以内に変更の届出を行うことになっていますが、休日等を含めない日数として15日間程度の届出期間の猶予をお願い申し上げます。